

(市街化区域内の農地転用に係る届出) 添付書類

1	登記事項証明書（全部事項証明書の原本）	3ヶ月以内のもの
2	公図（原本）	
3	位置図	
4	生産緑地の斡旋結果について（通知）の写し ※地番及び行為制限解除日記載	生産緑地の場合
5	農地法第18条許可書又は合意解約書	賃貸借契約が継続している場合
6	解約につき合意の成立したことを証する書面	農事調停等により解約された場合
7	土地所有者の同意書	所有権以外の権利が設定されている場合
8	仮換地指定通知書の写し又は仮換地証明書	土地区画整理事業等の区域内の場合
9	住民票	登記事項証明書の住所が異なる場合
10	戸籍謄本又は除籍謄本	届出者が真正な権利者かを確認できない場合
11	委任状	代理届出の場合

☐届出書の部数 ①農地法第4条第1項第7号届出 …… 2部
 ②農地法第5条第1項第6号届出 …… 3部
☐添付書類の部数 1部
☐押印しないで届け出る場合 下記の本人確認書類の提示や添付が必要です。
☐押印する場合 認印可 捨印要
☐入間第二用水土地改良区に属する場合は、農地転用除斥決済金の納入が必要です。
 問合せ先 入間第二用水土地改良区 電話042-972-9100
**■譲受人は、農地転用届出書が受理された後に農地転用を行い、「地目変更」まで行なってくだ
 さい。**

1. 申請者が窓口に応募書類を持参する場合、次のいずれかの書類を提示してください。
【1点でよいもの】
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書等
【2点必要なもの】
健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等
2. 代理人が持参する場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を添付してください。
運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード、特別永住者証明書、健康保険の被保険者証、年金手帳又は在学証明書等のうち2つの写し
3. 申請者が法人の場合は、登記事項証明書または定款。
4. 必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。